会員氏名 中司 早美

全国柔整師協会会長 岸野雅方 殿

誓 約 書

貴会会員施術所の(施術管理者・開設者・オーナー・勤務する柔道整復師) として、受領委任を取り扱うにあたり、下記事項(受領委任の取扱規定)に同意するとともに、適正な保険取扱いを指導又は行わせることを誓約します。

公序良俗に反する行為などにより貴会に重大なる迷惑をかけたる場合、会の 指導に従うことを誓約します。

平成 30年 5月6日

住 所大阪府皇中市春日町(-5-7

氏 名 中司早美



受領委任の取扱規定 (抜粋)

(受領委任の施術所及び施術管理者)

施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者(以下「施術管理者」という。)とすること。ただし、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。開設者はこの契約により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うものとする。(指導・監査)

開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県 知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を 検査し説明を求め、又は報告を徴する場合はこれに応じること。開設者、施術 管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した 場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。 (廃止後の取扱い)

廃止された施術所の開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後5年間は、地方厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

会員氏名 中司 早美

全国柔整師協会会長 岸野雅方 殿

誓 約 書

貴会会員施術所の(施術管理者・開設者・オーナー・勤務する柔道整復師) として、受領委任を取り扱うにあたり、下記事項(受領委任の取扱規定)に同意するとともに、適正な保険取扱いを指導又は行わせることを誓約します。

公序良俗に反する行為などにより貴会に重大なる迷惑をかけたる場合、会の 指導に従うことを誓約します。

平成 30 年 5 月 6 日

住 所大阪府豊中市小曽根2-6-14

氏 名牧野裕行



受領委任の取扱規定(抜粋)

(受領委任の施術所及び施術管理者)

施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者(以下「施術管理者」という。)とすること。ただし、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。開設者はこの契約により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うものとする。(指導・監査)

開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県 知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を 検査し説明を求め、又は報告を徴する場合はこれに応じること。開設者、施術 管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した 場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。 (廃止後の取扱い)

廃止された施術所の開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後5年間は、地方厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。